

令和6年度川崎市環境審議会第1回大気や水などの環境保全部会 会議録

1 開催日時 令和6年5月15日（水）午前11時30分から午後0時35分まで

2 開催場所 川崎市役所本庁舎復元棟3階303会議室

3 出席者氏名

(1) 委員（50音順、敬称略）

神長 唯、関口 和彦、中嶋 豊、吉村 千洋、與本 剛三、若松 伸司、鷺北
栄治

(2) 事務局

藤田環境対策部長、喜多地域環境共創課長、西村地域環境共創課担当課長、鈴木環
境評価課長、千室環境対策推進課長、加藤環境保全課長、佐藤環境対策推進課課長
補佐、小平地域環境共創課担当係長

4 議題

(1) 正副部会長の選出について

(2) 今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方について

(3) その他

5 配布資料

次第

第11期 川崎市環境審議会 大気や水などの環境保全部会委員名簿

資料1 部会説明資料

資料2 環境配慮書[様式]

資料3 環境負荷低減行動計画制度[概要]

資料4 環境負荷低減行動計画書[様式]

資料5 環境行動事業所[パンフレット]

参考資料1 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

参考資料2 川崎市大気・水環境計画

6 公開又は非公開の別 公開

7 傍聴人の数 0人

8 発言の内容 次のとおり。

－開会－

○事務局（地域環境共創課長）

（審議会の成立、傍聴者の確認）

○事務局（地域環境共創課担当係長）

（資料等の確認）

○環境対策部長挨拶

環境対策部長の藤田でございます。本日は御出席いただきまして、どうもありがとうございます。

先ほど親会のほうで諮問させていただきました、今後の大気・水環境行政における事業者の自主的取組のあり方についてということで、本部会では令和7年2月に予定している答申に向けまして、本日を含めまして計4回、専門的な御議論をいただきたいと考えております。この事業者の自主的取組についてでございますが、令和4年3月に策定いたしました「川崎市大気・水環境計画」の基本施策として位置づけられておりまして、環境負荷のさらなる低減を図るため事業者の自主的な取組を促進し、また、率先して環境配慮に取り組む事業者を支援するとしているものでございます。

また、先ほども親会のほうでありましたけれども、川崎市の環境についてなんですが、大気や水など環境基準のある物質は、全体として見れば改善はだいぶできておりますが、もっと狭い範囲でいきますと、例えば川が濁ったりとか、事業者が何か流して濁ったりとか、また、近隣の公害苦情につながったりとか、その原因が地元の事業者であったりとかといったことも起こっているところでございます。

そのような状況も踏まえまして、この本部会におきましては、この事業者の取組、自主的取組の施策のさらなる推進を視野に入れた制度の在り方について、様々な視点から御議論いただければと考えております。

本日は、この後、まず正副部会長の選任の後に、先ほどのあり方について、いま一度趣旨の御説明をさせていただきます。御議論いただく予定となっておりますので、よろしく願いいたします。ぜひ活発な御議論を賜りまして、この施策の推進にお力添えをいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

簡単ですが、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局（地域環境共創課長）

続きまして、市側の出席者を紹介させていただきます。審議時間確保のため着座にて失礼いたします。

環境対策部環境対策推進課長の千室でございます。

環境保全課長の加藤でございます。

環境評価課長の鈴木でございます。

地域環境共創課担当課長の西村でございます。

環境対策推進課課長補佐の佐藤でございます。

環境対策推進課主任の佐藤でございます。

事務局を務めます地域環境共創課担当係長の小平でございます。

同じく事務局を務めます地域環境共創課主任の柴田でございます。

事務局側は以上でございます。

続きまして、委員の皆様を御紹介させていただきます。配付しておりますタブレットに入っております委員名簿の順にお名前、所属等を御紹介させていただきます。恐れ入りますが、お名前をお呼びしますので、御着席のままで結構ですので、その場で軽く一礼いただければと存じます。

都留文科大学教養学部地域社会学科教授、神長唯委員です。

埼玉大学大学院理工学研究科教授、関口和彦委員です。

川崎商工会議所、中嶋豊委員です。

東京工業大学環境・社会理工学院教授、吉村千洋委員です。

市民公募で委員に選任されました與本剛三委員です。

愛媛大学名誉教授、若松伸司委員です。

川崎公害病患者と家族の会顧問、鷲北栄治委員です。

ありがとうございました。

次に、本日の予定でございますが、次第でございますように、初めに正副部会長の選出を行いまして、その後は部会長の進行により議事を取り扱っていただく流れとなります。

本日の終了時刻は12時30分を予定しております。

それでは、議事に移りたいと思います。

初めに、正副部会長の選出をお願いしたいと存じます。正副部会長の選出につきましては、川崎市環境基本条例施行規則第14条の2の規定により、委員の互選により定めることとなっております。

委員の皆様からの御発言がありましたら、よろしく願いいたします

○関口委員

関口と申します。これまでの川崎市の部会も含めた審議会、それから、今、部会の資料を事前に読ませていただいて、今後の、条例の改正においてどこを削除するとか、非常に大気に関わる部分があり、例えば、大気分野において、きちっとここはやるべきであるけれどもここは除くべきなど、そのような改正を考えていきますと、やはり大気分野に関する広い知識とこれまでの経験は、かなり重要だろうと思いつながりながら資料を読ませていただいております。

これまでの長い委員会への貢献と、それから、環境分野に深い見識をお持ちですので、私としては若松委員をぜひ部会長に推薦したいと思つます。よろしく願いいたします。

○事務局（地域環境共創課長）

ただいま部会長の御意見をいただきました。まずは部会長というところで、ほかに御意見等がございますでしょうか。

異議なしということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局（地域環境共創課長）

ありがとうございます。

続きまして、副部会長につきまして、どなたか御意見等がございますでしょうか。御発言等ありましたら、よろしく願いいたします。

もしなければ事務局からの案でもよろしいでしょうか。

副部会長につきましては、環境化学に精通されておつまして、第8期から3期にわたり当部会の委員を務められておつます関口委員をお願いしたいと考えておつますが、皆様、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○事務局（地域環境共創課長）

ありがとうございます。それでは、若松委員に部会長、関口委員に副部会長をお願いしたいと存じます。若松委員、関口委員、よろしく願いいたします。

それでは、部会長、副部会長におかれましては席を移っていただきまして、就任の御挨拶をいただきたいと思います。

それでは、若松部会長、御挨拶のほうをよろしく願いいたします。

○若松部会長

座ったままで失礼させていただきます。

御指名いただきまして、ありがとうございます。先ほどの会議でも、大変この部会、難しそうな部会になるなという印象を持っているんですけども、ひとつよろしく願いいたします。委員の皆様方には、ぜひ御指導、御協力いただきたいと思っておりますし、事務局の皆様にもサポートいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

審議の時間もそれほど多くないし、今日の会議もあと45分でまとめなきゃいけないということですので、できるだけ簡潔な御発言をいただければありがたいです。どうかよろしく願いいたします。

○関口副部会長

関口と申します。事務局側から副部会長ということで御指名いただきましたが、私の立場としましては、部会長の若松委員をサポートするという立場と、もともと私も、どちらかというと若松委員と同じで大気側のほうを専門としておりますので、ぜひ皆様から、それ以外の分野の意見等もたくさん出していただいて、それをうまく集約しながら最終的にまとまるようなお力添えができればなと思っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

○事務局（地域環境共創課長）

ありがとうございました。

それでは、ここからの進行は若松部会長をお願いしたいと存じます。若松部会長、ど

うぞよろしくお願ひいたします。

○若松部会長

それでは、次第に基づきまして説明いただきたいと思ひますけれども、まず、資料1から資料5につきまして事務局のほうから30分程度。30分使っちゃうと、もう審議の時間が15分しかないので、できるだけ簡潔によろしくお願ひいたします。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

それでは、本日につきましては、現状のところをより詳しく御説明させていただきます、それを踏まえて次回からの議論につなげてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

審議会のところでも、たくさん御意見をいただきまして、こちらもまた、それに向け御意見を受け止めて検討してまいりたいと思っておりますが、この事業者の自主的取組に関わるところは、規制行政とはまた違ひまして、この取組がすぐに数字に反映されるのは難しいかなというところは思っておりますけれども、だからといって、ここをおろそかにしてしまうと、環境配慮の意識が薄れてしまい、またせっかく今ある自然環境も、だんだんと徐々に廃れていってしまうことにもなると思ひますので、そういった意味で、意識啓発の取組と、そして、今頑張っている事業所たちを、どれだけ市として応援できる仕組みをつくれるのか。事業所側に手間がかかってしまうとか、そういった御意見もございましたけれども、そういったところではなくて、取り組んでよかったと思ひいただけるような仕組みができるかというところで、今回諮問させていただいているところでもございしますので、いろいろ活発な御意見を、よろしくお願ひいたします。

それでは、現在の取組状況について、御説明させていただきますので、説明資料の1を御覧ください。

2ページを御覧ください。1、条例上の制度ということで、現在の条例上の制度でございしますが、まず、こちらは事業所を設置する段階で設置許可申請というものを提出していただきますが、それにあわせて、50人以上の従業員がいらっしゃる事業所を中心に、この「環境配慮書」というものを提出していただきまして、どのような環境配慮について、そちらの事業所としては意識されておりますかというところを、我々は確認させていただいているところでございます。

また、事業所管理段階といたしましては、こちらの変更許可申請、例えばいろいろな新しい施設を設置したりとか、また、排水の系統を変更したりとか、いろいろと変更がございますので、そういった時点でも、この環境配慮書については御提出していただきまして、以前提出している状況から変わっている部分とか、そういったところを中心に御記入いただいて、市としてもそういったところを状況を把握しながら御指導している状況でございます。

また、この環境配慮書を対象にしている事業者につきましては、「環境負荷低減行動計画」といまして、基本的にはP D C Aのサイクルで5年間の計画を自分たちで立てて、それで、それを実行していきましょうという仕組みを御提示させていただいております、その中でも一定規模以上の指定事業所につきましては、必ず市のほうへ御提出いただいております、その内容をまとめたものを市としても公表している状況でございます。

そして、また、この2つの制度とは違いまして、取組の支援制度といたしまして、環境管理システムを確立されているような大きな事業所に関しましては、I S O 14001を取得しているという要件などによって、「環境行動事業所」という事業所として認定しまして、一部変更届ですとか変更許可申請とか、そういった届出のほうは免除しているような状況でございます。

3 ページ目を御覧ください。こちらに詳しくそれぞれの対象事業所の要件を記載してございますが、環境配慮書につきましては、常時使用する従業員が50人以上という場合とあわせて、常時使用する従業員が50人未満でも、建物の案件ですとか、または百貨店もしくはマーケットなどで店舗面積が大きい場合なども対象として提出をお願いしているところでございます。また、温暖化関係の排出熱量が大きい事業所も対象となっております、令和6年1月現在309事業所になってございます。

環境負荷低減行動計画制度につきましては、環境配慮書を提出している事業所のうちで、さらに一定規模以上の事業所が市へ提出義務があります。年間使用熱量が 8.4×10^{10} キロジュール以上、また、廃棄物焼却炉の焼却能力が1時間当たり5,000キログラム以上、1日当たりの平均的な排水の量が1,000立方メートル以上というような事業所につきましては、5年ごとに計画を提出していただき、その結果報告を受けているところでございます。こちらは、先ほど御説明がございましたが、53事業所で、うち提出義務事業所が、先ほど34というふうに御説明しましたが、すみません。ちょっとデータの時点が違うものを載せてしまいまして申し訳ありませんでした。令和6年3月末時点では34事業所と

いうことで対象になっております。

環境行動事業所でございますが、こちらはISO14001の認証取得をしたような事業所ということで、自分たちで環境配慮についての計画等もちゃんと回していただけるような大きな事業所は、変更許可申請や届出の一部を免除したり、先ほど申し上げました環境負荷低減行動計画の提出を免除という制度になっているところでございます。

4ページ目のところにも、先ほど親会でも御説明しました課題について、こちらにまとめてございますが、やはりどうしても環境配慮書、環境負荷低減行動計画書につきましては、市へ提出する書類に記載する項目が多くて、どういったものを書けばいいかが分からないといった事業者からの御意見だったりとか、まず、環境負荷低減行動計画のほうにつきましては、どうしても算出方法、入力作業が複雑であるといった御意見がございます。

また、結局この環境配慮項目が増えている原因の1つとなっているのが、ほかの条例に関するような地球温暖化防止ですとか廃棄物の発生抑制などについても記載していただくような項目がございますので、そういったところも1つの原因ではないかと思っております。また、環境行動事業所につきましては、現時点でどうしてもISO14001という要件になっている関係で、なかなか、少なくともそれを取得している事業所が少ないという点と、あと、また、取得していても、環境行動事業所にメリットを感じていない事業者もいるというところで、申請件数が少ないというような状況がございます。

5ページ目を御覧ください。こちらに表を記載してございますが、現状、規模要件があるというところで、基本的には従業員50人以上の事業所に対するアプローチしか、市としてはできていないなというところがございます。また、ある程度、民間のEMSとか、そういった制度ができてきている中では、基本的に対象外となっているような中小企業の方々にも環境配慮に関する意識を強く、また持っていただくような仕組みづくりを考えていかなくてはいけないのではないかと考えております。そして、この環境負荷低減行動計画書なども、これまで環境行動事業所制度とは、ばらばらな制度であったところを少し工夫して、この3つの制度を連動させたような形での仕組みづくりはできないかなというところを考えているところでございます。

それでは、ここから具体的に様式を見て御説明させていただこうと思っておりますので、資料2を御覧ください。

こちらが指定事業所に係る環境配慮書でございます。ホームページ上に、例として

載せさせていただいている内容のものでございます。1 ページ目は鑑文になっておりまして、2 ページ以降から、それぞれ環境への負荷の低減に関わる配慮概要書について、いろいろと、こういった項目についてはどのような対応をしていますかというところを、それぞれ事業所のほうで、文書で書いていただくような形式になってございます。

ずっと下のほうを見ていただきまして、2 ページ目には化学物質の適正な管理に関する配慮概要書。こちらは該当する事業所だけ御提出いただいております。

そして、付表3のほうは自動車排出ガスの排出の抑制等に係る配慮概要書。こちら基本的には一番最初に提出していただくときに、こちらを提出していただいております。変更許可申請のときなどは、こちらの付表3は提出していただかないような形になっております。

付表4につきましては温暖化物質の排出の抑制に係る配慮概要書、付表5につきましては廃棄物の発生の抑制及び再生利用等に係る配慮概要書。こちらは、この次のページに、例えば実際リサイクルできていますかとか、そういったところも書いていただくような形になっておりまして、付表6には、そういった環境保全に関する組織体制がきちんとできているかどうかというところでの配慮概要書ということで、このようなものを提出していただいております。組織体制の確認用としましては社内組織図も添付していただいて、社としてどのような体制で環境配慮に対して対応しているかというところを御提出いただいているところでございます。

こちらは環境配慮書でございまして、次が環境負荷低減行動計画制度でございまして、資料3を御覧ください。

こちらが、実際に年度初めに、それぞれの事業所に手続の御案内ということでお送りしている説明書でございまして、ですので、基本的には5年前に行動計画書を御提出いただいている事業所に、まずはその取組結果の報告書を作成していただく内容になっておりますので、そちらの御説明から先に書かせていただいているところでございますが、2 ページ目を御覧ください。こちらのほうに環境負荷低減行動事業所の対象要件ということで、確認できるような表をつけてございます。

実際に、こちらのほうにいろいろと、それぞれの説明について細かく書いているんですけども、内容のところがうまく表示ができていないようですので、実際の様式といたしましては資料4を御覧ください。

こちらが環境負荷低減行動計画書の様式になっておりまして、1 枚目が、鑑文でござい

います。

付表のところを御覧ください。まず、行動計画の目標を設定していただくときには、この付表1、付表2、付表3を御提出いただきます。そして、取組結果を報告していただきますタイミングでは付表4を提出していただくような形になっております。付表1のところには事業活動の概要書ということで、こちらは、例えば年間使用量の熱量ですとか、廃棄物焼却炉がある場合は焼却能力、総排水量の平均ですとかというような情報を記入していただきまして、環境負荷低減行動計画書を提出する事業所に該当するかというところを確認させていただいているところでございます。

7ページを御覧ください。実際はエクセルの表になってございますが、こちらのほうに、まずは大気汚染の防止に関しての項目で、それぞれの段階ですね。原料の調達段階、設計・製造の段階、輸送・販売の段階、製品使用の段階、廃棄の段階、プロセス等の更新の段階に関して、どのようなことについて環境配慮をしていったらいいかというような項目が、こちらのほうに記載されております。そしてそれを、まず事業者が、黄色いセルのところでございますが、自分たちに関連する項目であるというところの関連有無というところにチェックをしていただきまして、こちらは「5年前の取組状況」と書いてありますが、基本的には計画を立てるときは、ここに現状の取組状況、そして、それに関して環境の保全に関してどれぐらい重要であるかというところも判断して、その重要度を「大きい」「中程度」「少ない」というような内容を数字で入れていただく。そして、今度はどういったことを実施していきたいかというところでの内容を⑤に書いていただきまして、そして、5年後、このデータを我々は一応保管しておりますので、そちらを提示させていただいて、5年後の取組結果を、この紫のところに入力していただくというような取組をしていただいております。

こちらが大気汚染の防止のページでございますが、水質汚濁の防止であったりとか、化学物質の安全管理であったりとか、自動車公害の防止というような項目がございます。こちらのほうに全て、基本的には計算方式等は入れてございますので、それによって100ポイントのうち、目標としてはどれぐらいの目標を掲げていて、そして、それが結果的にどれぐらいの目標になったかというところが数字で表れるような仕組みになっているところでございます。

こちらが環境負荷低減行動計画書の現状でございます。

また、環境行動事業所につきましては資料5を御覧ください。

我々の中で、例えばISOを取得したよというような情報を持った事業所がいらっしやった場合には、こういった形で御案内ということで、ISOを取得している期間を申請していただければ、こういったメリットがございますということで、手続の簡素化であったり、一定規模以上の事業所ですと、環境負荷低減行動計画書の提出が義務になっている事業所もございますので、そういった場合は免除されますよといったような御案内も差し上げております。

こちらは基本的には一定規模以上の事業所だけではなくて、それ以外でもISOを取得している事業者もおりますので、そういったところは、こちらで情報を把握した場合には、このようなチラシをお渡しして御案内をしているところでございます。

現状の取組は以上でございます。

○若松部会長

ありがとうございました。膨大な資料を簡潔に御説明いただきまして、ありがとうございます。

今日は最初の部会ですので、まず、できるだけ全般的なところから御意見いただければと思いますので、今の御説明に対しまして御質問とか御意見ありましたら、よろしくお願いたします。どなたからでもよろしくお願いたします。

○與本委員

與本ですけれども、先ほどの審議会でも委員の皆さんからいろいろ御意見がありまして、そもそも論みたいな話にもう1回立ち返って、これは議論したほうがいいと思うんですよね。これは何のために本当にやるのか。それによる効果が、手間とといいますか、書類づくりが目的というか、手段が目的化しちゃったら、それはもう本当にうまくいかないと分かりますからね。だから、特に中小企業の皆さんにISOを取得してくださいと言うのは、言ってみれば無理難題だと私は思います。なぜかという、今、人手不足で、それこそ間接要員がいません。書類を作ったりとか、調査を、ずっと引き続き数値を調べたりとか、あるいは外注というのものもあるんでしょうけれども、それはまたお金もかかりますし、非常に現実をもう少し見据えてやったほうがいいかなと思います。そもそも論ですけれどもね。

もう1つは、事業所という名称が私はよく理解できないんですが、これは多分、民間

の事業所、民間の企業を想定しますよね。実際、市の施設、公営事業が幾つかありますよね。川崎市には。例えば汚水処理場とか、あるいは、ごみ焼却所。さっき橘という話が出ましたけれどもね。あるいは、2か所、市営の市場。南部、北部の市場が、北部はこれから大規模な建て替え計画があるようですけれども。あと斎場とか、そういうところはチェックはちゃんとされているんですかね。というのは、本当にささいな話で、重箱の隅をつつくような話で本当に恐縮なんですけれども、この間、麻生区で川崎市の施設から、污水管から雨水に誤接続があって、それが30年ぐらいですか。全然気がつかなかったという話がありましたよね。新聞に出ていて。そもそも作ったときの責任が一番重いと思いますけれども、さっきもどなたか言いましたように、維持管理で誰も気がつかなかったというのは一体どういうことかと。書類だけ作って現場の管理がおろそかになっちゃってれば、効果が全くなかったというのが1つね。そういう事例もある。それはこれとは話は別ですけれどもね。やっぱりまず川崎市の施設で、ちゃんとそういうチェック機能が働いているのかと。そういうことをちゃんとやった上で民間とか中小企業にお願いするというのが手順じゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○若松部会長

2つ御質問があったと思います。

1つは目的ですね。規制と自主的取組という言葉があるんですけれども、その辺の御説明をなさっていただければいいと思いますけれども、2つ目はかなり重要な話で、いわゆる公的機関に関しても、こういった自主的取組がなされているのか、今後どうするのかという御質問だったと思うんですけれども、お答え、よろしく願いいたします。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

御意見ありがとうございます。

確かにおっしゃるとおり、我々としても中小企業の方々にISOですとか、そういったものを必ず取得してくださいとか、そういったことを今回考えているわけではありません。ただ、基本的な環境配慮について、日常的にこういったところに気をつけていただいたらいいとか、そういったことの内容を、我々がどうやってまたそれを広報していけるかという仕組みを考えていきたいというところがございます。そうした中で、この環境配慮書というものを御提出していただいているところではあるのですが、その内容を簡素化

して、チェック式にしてというようなお話を環境審議会の中でもさせていただきましたが、けれども、どちらかというところ、これまではどういった取組をされていますかというような投げかけで、資料を作成していただいております。今後につきましては、例えば、こういった取組がありますけれども、されていますかというところを、こちらから確認するようなタイミング、機会というものを創出できたらいいかなというふうには思っております。

そういう意味で、環境配慮の項目を絞って御確認いただければ、事業所にも、そこまでの労力をかけないのかなというふうに我々としては思っておりますので、今後、提案したものについて実際に見ていただいて、「いや、これは」というようなことがあれば、また御意見をいただければと思っております。

そして、先ほどありました市の施設につきましても、こちらは市の条例に関して、いろいろな公害条例に関わる作業というものが指定されておまして、それに関わる市の施設も我々はちゃんと届出をいただいております。環境負荷低減行動計画書につきましては、各廃棄物の処理センターからも計画書をいただいて、5年ごとにまた報告をいただいているところでございますので、そこは市の施設だからとか、民間だからというふうな分けをしているわけではございません。ただ、御指摘のありました事故につきましては、私たちとしても、何でそんなことが起きてしまったのだろうというようなことが起きてしまったので、今後は、そういった対応につきましては気をつけてまいりたいと思っております。

○若松部会長

ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見。

○関口副部会長

まず、お話をまとめるという意味でお伺いしたいことが幾つかございます。質問というよりは、内容を確認したいところがあるので最初に発言させていただきますが、案として、環境配慮書というのが配慮書としてある中で、下の環境負荷低減行動計画と環境行動事業所の認定というのは、何か上下分かれているような気がして聞いていました。

最後の環境行動事業所の部分でISOを取るか取らないか。それはこれからもんでいくのだと思うのですが、その部分で認められると環境負荷低減行動計画書は出さなくてい

いということになっているわけですね。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

今はそうです。

○関口副部長

そうであれば、これを例えば、これから全部任意という形に変えて、上の環境配慮書をなぜ義務化するのかというところがよく分からなくて、例えば、今の厚生労働省の化学物質の管理を自主化しようというのは、ある程度、事業所の自主管理を強めていくから、法ではやっぱり抜けてしまうところが管理できるようになっていくのじゃないかという概念で、今、化学物質の方は動いているのですけれども、例えばこれも、配慮書の部分を義務化するよりは、むしろ環境負荷低減行動計画書をよりチェックできる、記入式は結構大変なので、例えばさっきのチェック項目のようなもので、きちっと行動計画ができるようなところが、ある程度義務化されていって、それをクリアすれば、例えば行動事業所として認定されて、そこにメリットが生まれるとかというふうな形であれば、先ほどの親会で、全部任意にしてしまうとやらないところが出てきて、もう形骸化してしまって意味がないんじゃないかというところもクリアできるのかなというふうに聞いていたんですが、その配慮書を完全に義務化して、計画の行動計画書を任意化して、それで最終的にどういうふうに行動事業所の部分と、免除の部分とかとどういうふうに絡めていこうと考えているかというところの関係が、聞いていてあまりクリアではなかったなので、その辺のお考えを、まずきちっとお聞きしたいというのが1点。

もう1点は、さっきの親会のときに、なぜISOを取っている会社が、たくさん記入しなきゃいけない環境負荷低減行動計画書の面倒くさい書類に対して免除になるのに、申請する意味がないと言っていたのかという、この部分ですね。この2点を聞くと全体がクリアになるのかなと思いましたので、お伺いしたいと思います。

○若松部長

お願いします。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

ありがとうございます。

まず、環境配慮書についてですが、この義務化という表現があまりよくなかったと反省はしているところですが、そういうふうにしたということは、先ほども申し上げましたように、中小企業の皆様のほうに、こういった環境配慮について取り組んでいただきたいというような内容を、確認していただく機会を設けていただくのを増やしたほうがいいだろうというふうに我々としては考えまして、それについては対象を広げさせていただいたんですが、この環境負荷低減行動計画書につきましては、例えば、これをこういう形でPDCAで中小企業の皆さんが回していただけるような形になれば、より確かにいいのかもしれませんが、先ほど親会のほうでも御意見あったかと思うのですけれども、どうしても、量的にも内容的にも手間がかかってしまうというところで、やはりそこまではちょっと対応できないよというような中小企業もあるかと思っております。

そういったところで、ただ、自分たちで環境負荷低減行動計画書を策定して、5年後、報告を書いて、といったPDCAサイクルを回していけるような事業所については、市としても、それを1つ、環境行動事業所の要件と、新しく加えてもいいのではないかと今回御提案をさせていただいているところでございますが、これに関しては、少ししっくりこないというようなお話があったかと思っておりますので、この後の議論の中で、よりもう少し詳しく御説明できるようにしていきたいと思っております。

あと、申し訳ありません。もう1つは……。

○関口副部長

親会のほうで出た、なぜアンケートで免除されるのに、結構書く量があるわけじゃないですか。免除されるのに出さない理由というのは、どういう理由なのでしょう。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

こちらのほうについては、やはりそこまでに、今、実はホームページに、こちらは環境行動事業所として頑張っている事業所ですということで、掲載させていただいてはいるんですが、そのことについて、市のそういったものに掲載されていることが事業所としてメリットがあるというふうに言っている事業所がある一方で、それだけだったらあまりメリットを感じないというふうに考えている経営陣の方もいらっしゃるというふうに聞いております。

そういったところで、この環境行動事業所について、川崎市の環境行動事業所を取っていることにどれだけ付加価値がつけられるかというところは、我々のこれまでの広報不足であったかなというふうには思っているところでございます。

○関口副部長

アンケートの理由は分かりました。

最初の部分ですけれども、中小も含めたところに啓蒙活動というか、やってくださいということをお願いしていく部分で、それは配慮書であるべきなのかというのは、ちょっと気になる場所ですね。今見ると、かなりの項目を記入しなきゃいけない。実際、もともとの配慮書の考え方というのは、かなり大きな施設で、もともと規制が必要ではないかというところにやってきたわけですね。それはそれで何か残した上で、負荷低減の行動計画のところを、より書きやすいような形に変えて、中小までも含めて全体が、義務とは言わないけれども出してくださいと、ある程度義務化するような形のほうが、何かすっきりするような気もして聞いていたのですが、何か意識を持ってほしいという部分が、どうして配慮書じゃなきゃいけないのかというところは、聞いていて若干よく分からないところかなという気がします。

今、配慮書は、やっぱり項目を簡単にするのは難しい気がしていて、例えば低減行動計画であれば、ある程度チェックとか、そういう形に変える方向性もというお話もされていたので、であれば、そのほうが中小の方とかは記入しやすいわけで、それをきちっと記入して我々は行動していますよとなれば、ISOを取ってなくても行動事業所に認定されて、認定されることで、その書類の免除というよりは、そのメリットをこれから皆さんで考えることになると思うのですが、その仕組みをもう少しここで議論してから根本的に考えたほうがいいかなという気がしました。これは全体の話です。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

ありがとうございます。

我々がまた考えているところの案を次回見ていただきまして、またそれに関して、ちょっとまたやっぱりこれは違うんじゃないかというところがあれば、御意見をいただければと思います。

○若松部会長

今日は基本的に、こういったことをやっていいかどうかみたいな、非常に大卒のところを御議論いただいて、今お話があった、より簡潔に労力が少なくやるためには、手で書いたほうがいいのか、1、2というふうに、そこへ番号を入れたほうがいいのかというのはテクニカルの話ですので、それはまた2回目、3回目の議論の中で詰めていただく形で進めたらいいのかなと思うんですけれども、全般的な仕組みというか、確かに3つ、これまでの流れで残っている名称なんだろうと思うんですけれども、分かりにくい面もあるので、その辺を中心に御質問、御意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

○吉村委員

ちょっと今の会長のコメントに沿うかどうか分からないんですけれども、今後、2回3回議論を重ねていく中で、2点ほどお願いというか、コメントなんですけれども、1つは、本年度こういった形で、企業さんですとか事業者のアンケート結果を踏まえて見直しを図っていくというのは、すごくいいことだと思うんですね。ただ、それを企業側の意見だけに、どっちかという、今の今日の情報だと偏りを感じまして、先ほどの会議でも議論がありましたが、川崎市としてどの環境問題を解決していきたいか、どこを改善していきたいかという、まず環境の情報、それから施策の方針も川崎市のほうはあると思いますので、その辺も見せていただけると、こういった、どちらかという事務的な作業の部分を議論しますけれども、より効果的な内容にできるのかなと思っています。

自主的な取組なので、来年もしくは2年、3年後に、すぐ効果が出るということは期待はしていないんですけれども、長い目で、例えば5年、10年たって、より高い効果が得られるように。高い効果というのは、市民ですとか事業者さんの意識だけではなくて、実際環境がよりよくなる方向に持っていけると一番いいのかなと思いました。そういう意味で、具体的な大気ですとか水の、どういう問題があるかというのを前回までの、昨年度までの委員会で情報を御提供いただいているんですけれども、私も思い出さないといけませんので、その辺がもう一度おさらいできるといいのかなと。

それから、市民実感という言葉が出ていましたけれども、どの辺で実感されていて、どの辺で実感されていないのかなという情報も、もしあれば教えていただいて、それこそ市民実感がより上がるような、この書類に最終的には持っていければいいのかなというの

が1点目です。

それから、2点目が、この部会、大気と水でございますけれども、資源ですとか温暖化、生態系の部分もありますので、そういったところの関係が、個々の項目を見ていくとどうしても出てきちゃうと思うんですよね。なので、公害対策は進んだけども緑化があまり進んでいないとか、もしくは温暖化対策が進んでいないという、その辺が両立できる部分と、共存が難しい部分と、いろいろあると思いますので、個別の議論はここで進めるとした上で、ほかの分野との関係を、各事業者さんをお願いする取組の中にどういうふうに反映していくかという、そこも大事になると思うんですよね。

1つは、書いていただく書類の冒頭に、地球温暖化も配慮して行動計画を立ててくださいという言い方は、簡単ですけれどもできるのかな。ただ、ちょっとそれだけでは弱いような気がしますので、全体としてどういう意識を持ってくださいというところが、まず最初に必要かなと。そことの兼ね合いも時々確認できるといいかな。そのために、「ネイチャー・ベースド・ソリューション」、N b Sのアプローチが非常に参考になるなと思っていまして、例えば単純にPDCAサイクルを環境に関して回しているか、その体制があるか、それから、将来目標を掲げているかとか、そういう基本的なところなんですけれども、N b Sのアプローチが非常に参考になりますので、場合によっては、そういったところも配慮書の中に入れていくといいのかなと思っております。

○若松部会長

御意見ということでよろしく。それを御参考にさせていただいて、この後、お願いいたします。

ほかに御意見ありましたらお願いいたします。

○神長委員

多分今、吉村委員から言っていたことに、まさに賛成という感じですが、私もまだ川崎のことを学び切れていないので、ちょっと一度これまでのおさらいをいただきたいというのが1つと、一番大事なのは結局、市民実感。さらっと親会のほうでマークが出てきて、どういう意味なのかなと思ってしまったぐらいなので。市民を置いてきぼりにしては全く意味がないので、その意味で、どういう川崎市になりたくて、どういう川崎市を今、目指していて、どのようにして多くの川崎市民にとってよりよい環境の先進都市に

なるのか。そこをやはりきれいに打ち出せないと、それこそ一生懸命企業がやったところで、市民側からは何か伝わらなかったとか、こんなはずじゃなかったという齟齬があってはもったいないので、そこはちょっとはっきりさせていただきたいというのが1点目です。

やはり企業もいろいろ、親会でも出たように、忙しいのは本当にそのとおりだと思うので、何がこれをやることで本当にメリットと申しますか、実際戻ってくるのがあるのかを、かなりちゃんと見せないといけないかなと、私はこれまでの話を聞いていて、ちょっと思っていました。なかなか川崎市のホームページに載っていて見に行ってくれるところは、恐らくホームページに載ることに意義というか、自信を持てたとしても、今そういう、わざわざ取引先がそこを見に行き、ああ、本当だという確認するのは、ちょっとワンクッション置くのでは、あまりその手間を取ってくれない時代になったかなと思うので、何かしらもう少し見えるようなメリットを与えられるような形にしたいなと思います。また、やっていただく以上は恐らく事業所向けアンケート内の文言としてアイデアを出す、示すのは大賛成。でも、それだけでは多分動いてくれないかなと。企業は。なので、そこまでやるのであれば、提案はしつつも、それで提案したから、では、あとは企業さんで動いてよろしく、は無理だと思うので、そこはちょっとしっかりしていただければ、それこそフォローするなりしないと。企業を動かすのはなかなか難しいかなと思いますが、それこそピンチをチャンスとして今回、動くようにしていきたいなと思いますので、また議論のほうでお願いしたいと思います。

コメントです。ありがとうございます。

○中嶋委員

中嶋でございます。

企業側の話ということもありましたので、今の話に関連してお話をさせていただきます。こういった書類を作ることが、負荷になるというお話もありましたが、一旦作った上で、どう回していくかということの方が、企業規模によっては相当負荷がかかるというのがあります。しかも、どうして回していいかわからない。アクションの部分で何をすれば、この項目が改善されるのかというところが、すごく見えづらくて、結果的にその書類をつくったことが目的になってしまうことが、よく企業には起こることです。

ですので、先ほども吉村委員におっしゃっていただきましたが、川崎市さんがどういったサポートをできるかは重要です。特に中小企業の会社様は、なかなかそういったこと

に専従できる方を用意するのは難しいというのがありますので、サポートをしっかりすることで結果的にP D C Aがしっかり回っていくのではないかと思います。ぜひこれからの議論の中で、そういったところもお話し合えればと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○若松部会長

ありがとうございます。

ほかに御意見ありますでしょうか。與本委員、お願いします。

○與本委員

市民委員として、「かわさき環境白書」という、川崎市さんが出しているいろんな報告書といますかね。データというのか。1つ、これが市民から見てよりどころになるかなと思って、ちょっと御紹介をさせてもらいたいです。

132ページあたりに河川のB O Dの推移とかC O Dの推移とか、データがグラフ上に出ているんですね。これを見て思ったことは、20年、30年ぐらいかな。ずうっと下がっているのは何となく分かるんですけども、見ていない方は申し訳ないんですけども、目盛りが大ざっぱで、前年に比べてどうなっているかというのが、これでは全然分からないんですよ。だから、これはこれでいいんですけども、例えば過去5年間ぐらいはもっと目盛りを大きくして、そのデータがどうなっているのか。これで言うと、逆に言うと、麻生川は上がっていますね。B O Dか。

それとか、あと、生き物の、魚類の生息調査もいいんですけども、要は、きれいなところにアユがいるとか、いろいろ書いてあるんですけども、それが比例しているのだと思いますけれども、そもそも三面コンクリートの川が相当あるんですよ。それは県管理と川崎市管理と両方ありますけれども。要は、生息できない環境に生育調査をやってもほとんど意味がないんですよ。だから、ポイント数もそもそも少ないし、定性的な分析がこれではできない。そもそも市民から見て。むしろこれは公害局、どこだったかな。生き物調査とかをやっている部署がありますよね。公害研究所だったかな。市の。そっちのほうがまだ見やすいんですよ。だから、もっと分かりやすく見やすく実感ができるような定性的な分析、分析というほどではないですけどもね。ぱっと見て分かるようなね。

この本庁舎も、建て替える前は大気汚染の濃度が、そこに電光掲示板でありましたよ

ね。あれは何でなくなっちゃったんですかね。あれって非常に見える化で、今、デジタルとかいろんなものがあつたけれども、あの頃は多分、昔、私も中学、高校の頃は光化学スモッグで、それこそ体育の授業が中止になっちゃったりとか、川崎もそういう時代がありましたけれども、決して終わっているわけじゃないんですよ。公害問題とか、あるいは大気汚染の濃度がどうなっている。常時それを監視できて見える化、例えば駅の前に作つたっていいですし、みんなが見えるところに実感できるような、水質であつたり大気であつたりね。それはホームページを見てくださいというのは、よく分かりますけれども、それじゃなくて、もっと積極的に効果があつたのか、なかつたのか。もしなかつたとしたら、逆にどういうことをやれば効果が上がるのか。これは川崎だけの問題ではないですよ。大気とか水というのは。当然、横浜や東京や、川なんかは上流から流れてきますから、自分のところだけやつたって、下流とか上流が同じことをやっていないければ効果も出ないし。大気だって同じですよ。もう空気はずっと続いているんですから。風で流れてきたりしますから。

川崎は川崎としてやるのは、もちろん先進的にやらなきゃいけないんですけれども、そういう視点も必要ではないかと私は思います。

○若松部会長

ありがとうございます。

ここでは若干、自主的取組のところをフォーカスして議論していきたいと思つたので、今の御意見等は関係部署にお伝えいただいて、白書の書きぶりとかも次回に反映していただければと思つた。

ほぼ約束の時間になつてしまつて、もう12時半ですので、そろそろ閉じたいと思つたんですけれども、特に何か本日、御発言いただきたいことがなければ……。

では、簡潔にお願いします。

○関口副部会長

今の與本委員の部分につながると思つたのですが、やっぱりさつき吉村委員もおっしゃっていましたが、今回、この仕事をここでやるのが大気、水の、どこにどうつながっていくからやるのだというところだけは明確にさせていただいて、そこが最初にあつて、なので我々は中止を含めた、こういう改善をこれからここで議論するのですというこ

とは、報告書には必ずないといけないと思うので、そこだけは明確に書いていただければと思います。そうすると、それが、どう見せるかは、また別の部署がやると思いますが、そういうところへつながっていくと思いますので、よろしくお願いします。

○若松部会長

そうですね。川崎市内における中小企業の持つ発生源負荷の全発生源に対する割合はデータとしてあると思いますので、そういったものをきちんと把握して記載しておくというのが良いと思います。また、少々面倒なことだけでもこれをやれば、環境が良くなるし、今日ちょっと本審議会でもインセンティブに関する話があったのですが、やったことが自分たちにとってもプラスになるみたいなことがないと、やっぱりやる気にならないので、そういったものができるような仕組みをつくっていくというのは大事ですよ。

その辺も次回以降、御検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回はもうちょっと時間が取れると思いますので、次回のスケジュール等も含めて事務局にお返ししますので、今後の御提案、よろしくお願いいたします。

○事務局（環境対策推進課課長補佐）

申し訳ありません。先ほどの資料で一部、説明し忘れてしまったところがございますので、部会説明資料の資料1の8ページを御覧ください。

今後のスケジュールにつきましては、こういった段取りで検討を進めてまいりたいところを、こちらには表示してございます。今いただきました宿題とあわせて資料等を御用意して、次回以降の部会に臨みたいと考えております。

○事務局（地域環境共創課長）

若松部会長、皆さん、どうもありがとうございました。

先ほどスケジュールのお話がありましたけれども、こちらでは7月に印がついていますが、日程調整した結果、今回は8月2日開催で行いたいと考えてございます。正式な通知は追って事務局からメールにて御連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これにて本日の議事は全て終了となります。本日はどうもありがとうございました。

いました。

—閉会—